

19 諸庁財第2の77号


独立行政法人国立文化財機構

理事長 佐々木 丞 平 殿

平成19年6月28日付け独法文財第11号で提出のあった第6期事業年度
(平成18事業年度)財務諸表について、独立行政法人通則法(平成11年法
律第103号)第38条の規定に基づき承認します。

平成19年11月30日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣 岸 田 文 雄



19 諸庁財第2の77号
平成19年11月30日

独立行政法人国立文化財機構
理事長 佐々木 丞 平 殿

文化庁次長
高 塩



至


独立行政法人国立博物館の第6期事業年度（平成18事業年度）
財務諸表の承認について（通知）

平成19年6月28日付け独法文財第11号で提出のあった独立行政法人国立博物館第6期事業年度（平成18事業年度）財務諸表について、平成19年11月30日付けで、文部科学大臣に承認されたので通知します。

19 諸庁財第2の77号
平成19年11月30日

財 務 大 臣 殿

文部科学大臣臨時代理
国務大臣 岸 田 文 雄



独立行政法人国立博物館の財務諸表等について（通知）

標記について、別添のとおり独立行政法人国立博物館の財務諸表について承認しましたので、中央省庁等改革の推進に関する方針（平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定）Ⅲ.17.（5）に基づき通知します。